

《 事務所ニュース 2014年8月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

「パートタイム労働法が変わります。」 平成27年4月1日施行

平成27年4月1日からパートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、パートタイム労働法や施行規則、パートタイム労働指針が変わります。主な改正は次のとおりです。

1、パートタイム労働者の公正な待遇の確保

・正社員と差別的取扱いが禁止されているパートタイム労働者の対象範囲の拡大

・パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、職務内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない

例：有期労働契約を締結しているパートタイム労働者が、職務内容も人材活用の仕組みも正社員と同様であるにも関わらず、正社員には支給されている各種手当の支給が無い場合には、改正後は、正社員と同様に支給対象となることが考えられます。

2、パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

パートタイム労働者を雇い入れたときは、雇用管理の改善措置の内容について、事業主が説明しなければならない。

例：・賃金制度はどうなっているのか？

- ・どの要素をどう勘案して賃金を決定したのか？
- ・どのような教育訓練があるのか？
- ・どの福利厚生施設が利用できるのか？
- ・正社員転換推進措置があるか？ など

3、パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設

・厚生労働大臣の勧告に従わない事業主の公表制度の新設
雇用管理の改善措置の規定に違反している事業主に対して、厚生労働大臣が勧告をしても、事業主がこれに従わない場合は、厚生労働大臣は、この事業主を公表することとなります。

・虚偽の報告などをした事業主に対する過料新設
事業主がパートタイム労働法の規定に基づく報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合は、20万円以下の過料に処せられます。

過労死・過労自殺など過重労働による健康障害を発生させた事業場に対する監督指導結果

東京労働局は、管下18の労働基準監督署（支署）が平成25年度に実施した、過労死・過労自殺など過重労働による健康障害を発生させたとして、労災申請が行われた事業場（以下「過労死等発生事業場」という。）に対する監督指導結果の概要を以下のとおり取りまとめました。

<平成25年度 過労死等発生事業場 監督指導結果概要>

1、監督指導実施事業場 107事業場

実施事業場は、長時間労働等により脳・心臓疾患や精神疾患といった健康障害を発生させたとして、労働基準監督署長に対し、労災請求が行われた事業場

2、違反状況 94事業場（全体の88%）に

何らかの法令違反

<違反事項で多いもの>

- ①労働時間 ②割増賃金 ③貸金台帳 に関するもの
- ④衛生管理者又は衛生推進者の選任 ⑤衛生委員会の設置
- ⑥定期健康診断

3、過重労働の状況 58事業場で過重労働の実態あり

過重労働とは、1ヶ月の時間外労働が100時間を超えるか、2～6ヶ月の時間外労働が平均して80時間を超える労働

【今後の対応】

- ・「過重労働による健康障害防止のための総合対策」等に基づく重点的な監督指導等の実施
- ・健康への配慮が必要な者に対する医師による面接指導等実施の徹底
- ・メンタルヘルス対策講演・周知啓発の実施

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
労使間トラブルの相談（急増中）
就業規則等の人事制度構築
各種助成金の紹介、書類作成、提出代行
個別年金相談（老齢・障害・遺族）
給与計算サービス（月次・賞与・年末調整）